



# 償却資産の申告は、1月31日(水)まで

申告期間：1月4日(木)～31日(水)

償却資産とは、個人や法人で工場や商店などを営んでいるかたが所有している、事業のために用いることができる機械、備品など（土地・家屋を除く）のことです。

問合せ＝総務税務課 税務係 ☎76-5131

平成30年1月1日時点で美里町内に償却資産を所有しているかたは、申告書の提出をお願いします。

なお、1月1日時点で償却資産を所有していない場合でも、美里町内で事業を行っているかたは、資産がない旨の申告をお願いします。

※平成28年度申告から、申告書へのマイナンバーの記入が必要となりました。そのため、申告時に、個人番号確認書類および身元(実存)確認書類の提示または写しの添付が必要となります。

※前年に申告されたかたには、12月下旬に申告書を送付しています。初めて申告する場合など、お手元に申告書がない場合にはご連絡ください。関係書類をお送りします。

## 太陽光パネルを設置し売電する場合申告が必要です

土地や家屋の屋根などに、発電出力10kW以上の太陽光パネルを設置して売電する場合は、原則売電事業となり、償却資産の申告が必要です。

として設置する場合、固定資産税(家屋)として課税されるため、申告の必要はありません。

## 1 所有者および発電規模別の課税区分

| 所有者       | 10kW以上の太陽光発電設備  | 10kW未満の太陽光発電設備                      |
|-----------|---|-------------------------------------|
| 個人        | 経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、売電する場合は、売電事業用の資産となり、課税の対象です。                         | 売電事業用の資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外です。 |
| 個人(個人事業主) | 店舗やアパート、工場などを営む個人事業主のかたが、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電の有無にかかわらず事業用の資産として課税の対象です。 |                                     |
| 法人        | 事業の用に供している資産として、売電の有無にかかわらず課税の対象です。   |                                     |

2 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について  
次の条件をすべて満たす設備については、課税標準の特例の適用を受けることができます。

|      | 新  | 旧   |
|------|--|---|
| 対象設備 | 再生可能エネルギー事業者支援事業補助を受けて取得された自家消費型太陽光発電設備              | 経済産業省による「固定価格買取制度」の認定を受けて取得された太陽光発電設備   |
| 発電出力 | 10kW以上   | 10kW以上  |
| 取得時期 | 平成28年4月1日～平成30年3月31日                                 | 平成24年5月29日～平成28年3月31日   |
| 提出書類 | 一般社団法人環境共創イニシアチブが発行する「再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書」(写) | 経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定について(通知)」(写)<br>※平成27年2月14日以前に認定を受けた場合は「10kW以上の太陽光発電設備に係る設備認定通知書」(写) |

《特例内容》  
新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分について、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格が3分の2に軽減されます。  
《特例の適用を受けるための条件》  
平成28年度税制改正により、対象となる設備の条件が変更となりました。

## 税務署からのお知らせ

### 医療費控除での領収書の提出が不要になりました!

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要になりました。

なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要になり、税務署から記入内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※提出が不要になる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書は除きます(例:おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)。  
※平成31年分の確定申告までは、従来通り領収書の添付または提示によることもできます。

### セルフメディケーション税制!

健康の保持増進および疾病の予防として一定の取組を行うかたが、特定一般用医薬品等

購入費\*を支払った場合は、通常の医療費控除との選択により、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受けることができます。

この特例の適用を受けるかたは、「セルフメディケーション税制の明細書」の提出および適用を受ける年分において一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出または提示が必要となります。

※特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医薬品(医療用医薬品)から薬局などで購入できるOTC医薬品に転用された医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入費をいいます。

### 確定申告書は自宅で作成できます!

確定申告書の作成は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)「確定申告書作成コーナー」で画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、簡単に作成で

きます。  
作成した申告書をご自宅のプリンタで印刷すれば、混雑した確定申告会場に行くことなく、郵送などで提出することができますのでご利用ください。また、作成したデータは「e-Tax(電子申告)」を利用して提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)で確認できます。

※プリンタがない場合でも、PDFファイルで保存すればコンビニなどで出力可能です。

※e-Tax(電子申告)のご利用に際しては、個人番号カード(電子証明の有効期限が切れていない住民基本台帳カードでも可)、ICカードリーダーライタの購入などの事前準備が必要となります。(電子証明は個人番号カードに標準搭載されておりません。)

問合せ＝本庄税務署 ☎22-2111(自動音声案内)

## 「埼玉県内市町村職員採用情報フォーラム2018」を開催します

彩の国さいたま人づくり広域連合では、公務員の仕事の意義や魅力を知ってもらうことを目的に「埼玉県内市町村職員採用情報フォーラム2018」を開催します。

当日は、県内市町村で『まち』の魅力発信に取り組む職員による仕事紹介やトークライブ、また個別相談コーナーで公務員の実際の仕事や受験体験談など、現役職員の生の声を聴くことができます。

入場無料、事前申し込み不要となっております。ぜひお気軽にお立ち寄りください。

【日時】2月14日(水) 午後1時～4時  
(午後0時30分開場)

【会場】埼玉会館 大ホール  
さいたま市浦和区高砂 3-1-4  
※JR浦和駅西口より徒歩6分

【定員】1,300名(先着順)

【申込み】事前申込不要(入場無料)

【内容】第1部:「市町村の仕事紹介  
～『まち』の魅力を伝えたい!～」  
第2部:「市町村職員によるトークライブ  
～50分間ホンネトーク!～」  
第3部:「個別相談  
～あなたの未来をナビゲート～」

問合せ＝彩の国さいたま人づくり広域連合 人材開発部  
市町村職員担当 ☎048-664-6681